

2025 年 11 月 20 日

現代レイキ関係者の皆様へ

現代霊気ヒーリング協会
代表 土居 裕

商標権移管のご報告

秋も深まり、各地で降雪のニュースを耳にするようになりました。

本日は、現代レイキ関係者の皆様に、表記についてお知らせいたします

「現代霊気法」の名称およびその略称である「現代レイキ」は、2006 年に商標登録され、これまで私個人が商標権を保有してまいりました。

商標権は知的財産権の 1 つであり、名称やロゴを保護し、商品やサービスを他と区別するための重要な権利で、ブランドの信用維持や利用者・実践者の利益を守る役割を担っています。

この名称を商標登録した背景には「臼井先生の心と伝統霊気の実実」というワークショップである国を訪問することになった際、他系統のグループが現代レイキの普及を妨害する目的で、商標登録を申請したという出来事がありました。異議申し立てによって申請は阻止できましたが、この経験から、日本において正式に商標登録しておく必要性を強く感じ、私が登録を行い保有してきたものです。

現在、「現代霊気法（現代レイキ）」の名称のもと、多くの関係者が国内外で活動し、その広がりは大きくなっています。これらの活動を守り、将来にわたる正常な発展を支えるため、商標権を維持することは重要です。しかし、卒寿を迎える私個人が今後も保有し続けることは適切ではないと判断いたしました。商標権は 10 年ごとに更新が必要で、来年が 2 回目の更新期にあたることも移管を決断した理由の一つです。

移管先は、私に代わる個人ではなく、組織として対応できる法人が適当と思い、NPO 現代レイキの会（GRN）と協議しました。GRN は、海外用マニュアルの製作・販売権を移譲した実績があり、現在では日本語の公式テキストを基に主要外国語への翻訳を行い、各国に代理店を設置して海外の現代レイキマスターへ確実に提供しています。また、国際交流も活発で、国内外から高い信頼を得ている NPO 法人です。こうした実績と活動体制を踏まえ、GRN に商標権の移管を決定し、すでに手続きは完了いたしました。

商標権は、現代レイキ関係者の活動を制限する意図のものではなく、心ない動きから名称を保護し、現代レイキの健全で自由な発展を守るためのものです。

これにより、将来にわたって皆さまの活動が、より安心して行える環境が続くことを願っております。どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。